

議案第63号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「4種類」を「3種類」に改め、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表を次のように改める。

別表（第29条関係）

水道料金表

| 給水用途 | メーター口径 | 基本料金 (1か月につき) | 従量料金 (1か月につき) |
|------|----------|---------------------|--|
| 一般用 | 13ミリメートル | 4立方メートルまで 1,419円 | 4立方メートル（基本水量）を超え 100立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 143円 |
| | 20ミリメートル | 4立方メートルまで 1,958円 | 100立方メートルを超え 200立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき |

| | | | |
|-----|-----------|----------|---|
| | | | 236.5円 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 253円 |
| | 25ミリメートル | 2,970円 | 100立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 198円 |
| | 40ミリメートル | 11,220円 | |
| | 50ミリメートル | 19,140円 | 100立方メートルを超える |
| | 75ミリメートル | 44,330円 | 300立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 236.5円 |
| | 100ミリメートル | 100,870円 | |
| | 150ミリメートル | 267,410円 | 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 253円 |
| | 200ミリメートル | 495,000円 | |
| 臨時用 | — | — | 1立方メートルにつき 550円 |
| 船舶用 | — | — | 1立方メートルにつき 440円 |

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

第2条 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

（特別な場合における水道料金の算定）

第32条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の水道料金は、1か月分として算定する。

2 月の中途において口径又は給水用途を変更したときは、使用日数の多い口径又は用途の水道料金とする。ただし、使用日数が等しいときは、検針時の口径又は用途の水道料金とする。

3 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーターに使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日直前の隔月定例日から施行日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、改正後の山陽小野田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和7年10月1日前から継続して供給している水道水の使用で、その使用期間の日数が15日以内で算定された水量に基づいて算定した水道料金については、新条例第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激変緩和措置)

4 施行日から令和10年3月31日（以下「激変緩和措置満了日」という。）までの間における水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定により算定する。

5 激変緩和措置満了日以前から継続して供給している水道水の使用で激変緩和措置満了日の翌日における直前の隔月定例日から激変緩和措置満了日の翌日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定による。

附則別表

水道料金表（令和6年4月1日から令和10年3月31日まで）

| 給水用途 | メーター口径 | 基本料金 (1か月につき) | 従量料金 (1か月につき) |
|------|-----------|---------------------|---|
| 一般用 | 13ミリメートル | 4立方メートルまで 1,320円 | 4立方メートル（基本水量）を超え100立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 132円 |
| | 20ミリメートル | 4立方メートルまで 1,903円 | 100立方メートルを超え 200立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 225.5円 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 242円 |
| | 25ミリメートル | 2,970円 | 100立方メートルまでのもの |
| | 40ミリメートル | 11,220円 | 1立方メートルにつき 198円 |
| | 50ミリメートル | 19,030円 | 100立方メートルを超え |
| | 75ミリメートル | 44,000円 | 300立方メートルまでのもの |
| | 100ミリメートル | 99,880円 | 1立方メートルにつき 225.5円 |

| | | | |
|-----|-----------|----------|--------------------|
| | 150ミリメートル | 264,770円 | 300立方メートルを超えるもの |
| | 200ミリメートル | 495,000円 | 1立方メートルにつき 242円 |
| 臨時用 | — | — | 1立方メートルにつき 550円 |
| 船舶用 | — | — | 1立方メートルにつき 440円 |

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

議案第63号参考資料

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|----------|---------------------|--|--|----------|---------------------|---------------------|
| （給水用途の種類） 第4条 給水用途は、次の <u>3種類</u> とする。 (1) 一般用 (2) 臨時用 (3) 船舶用 2 (略) | | | | （給水用途の種類） 第4条 給水用途は、次の <u>4種類</u> とする。 (1) 一般用 (2) 洗湯用 (3) 臨時用 (4) 船舶用 2 (略) | | | |
| 別表（第29条関係） 水道料金表 | | | | 別表（第29条関係） 水道料金表 | | | |
| 給水用途 | メーター口径 | 基本料金 (1か月につき) | 従量料金 (1か月につき) | 給水用途 | メーター口径 | 基本料金 (1か月につき) | 従量料金 (1か月につき) |
| 一般用 | 13ミリメートル | 4立方メートルまで 1,419円 | 4立方メートル(基本水量)を超え 100立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 143円 | 一般用 | 13ミリメートル | 7立方メートルまで 1,188円 | 7立方メートル(基本水量)を超えるもの |
| | 20ミリメートル | 4立方メートルまで 1,958円 | | | 20ミリメートル | 7立方メートルまで 1,826円 | 1立方メートルにつき 132円 |

| | | |
|-----------|----------|--|
| | | 100立方メートルを超え 200立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 236.5円 |
| | | 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 253円 |
| 25ミリメートル | 2,970円 | 100立方メートル以下のもの |
| 40ミリメートル | 11,220円 | 1立方メートルにつき 198円 |
| 50ミリメートル | 19,140円 | 100立方メートルを超え |
| 75ミリメートル | 44,330円 | 300立方メートルまでのもの |
| 100ミリメートル | 100,870円 | 1立方メートルにつき |
| 150ミリメートル | 267,410円 | 236.5円 |

| | | |
|-----------|---------------------|---|
| 25ミリメートル | 7立方メートルまで 2,420円 | 7立方メートル(基本水量)を超え 20立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 176円 |
| | | 20立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 225.5円 |
| | | 100立方メートル以下のもの |
| 40ミリメートル | 10,340円 | 1立方メートルにつき 198円 |
| 50ミリメートル | 17,600円 | 100立方メートルを超え |
| 75ミリメートル | 40,700円 | 300立方メートルまでのもの |
| 100ミリメートル | 92,455円 | 1立方メートルにつき |
| 150ミリメートル | 245,300円 | 214.5円 |

| | | | |
|-----|-----------|----------|---------------------------------------|
| | 200ミリメートル | 495,000円 | 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 253円 |
| | | | |
| 臨時用 | = | = | 1立方メートルにつき 550円 |
| 船舶用 | = | = | 1立方メートルにつき 440円 |

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

| | | | |
|-----|-----------|----------|---------------------------------------|
| | 200ミリメートル | 489,500円 | 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 231円 |
| 洗湯用 | = | = | 1立方メートルにつき 77円 |
| 臨時用 | = | = | 1立方メートルにつき 495円 |
| 船舶用 | = | = | 1立方メートルにつき 418円 |

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>（特別な場合における水道料金の算定）</u></p> <p><u>第32条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の水道料金は、1か月分として算定する。</u></p> <p><u>2 月の中途において口径又は給水用途を変更したときは、使用日数の多い口径又は用途の水道料金とする。ただし、使用日数が等しいときは、検針時の口径又は用途の水道料金とする。</u></p> <p><u>3 使用中若しくは廃止の届出がないとき、又はメーターに使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収する。</u></p> | <p><u>（特別な場合における水道料金の算定）</u></p> <p><u>第32条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの水道料金は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 使用日数が16日以上ときは、1か月分として算定する。</u></p> <p><u>(2) 使用日数が15日以下ときは、基本料金の半額とする。ただし、その使用水量が所定の基本水量の2分の1を超えるときは、その超える部分について従量料金を算定し、加算する。</u></p> <p><u>2 月の中途において口径を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の口径により1か月分として算定する。</u></p> <p><u>(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の口径により1か月分として算定する。</u></p> <p><u>3 月の中途において給水用途を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。</u></p> |

(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上のときは、変更後の給水用途により1か月分として算定する。

(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下のときは、変更前の給水用途により1か月分として算定する。

4 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーターに使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収する。